

海洋管理のための離島における保全・管理・利活用の あり方に関する検討委員会（第5回）議事概要

1. 第5回検討委員会が開催され、事務局（国土交通省総合政策局海洋政策課）から、当委員会の報告書（案）などについて説明を行った。

2. 説明後の質疑応答の概要は、以下のとおり。
 - 島をめぐる国際司法裁判所等による判決例が、後述の施策案との関係でどのような趣旨で挙げられているのかが、分かりにくいのではないかと。また、紹介例には「海洋での境界画定」において、島の存在が焦点となった事例だけでなく、「島の領有」が争われた事例も含まれているので、タイトルを工夫したほうが良いのではないかと。

 - 報告書（案）中の判決事例について、例えば、タイトルを「無人島が関係する国際裁判例」にして、政策を決定するときに適切な影響力を持っている判決というよりは、国際社会において無人島を巡ってはこういう判決・紛争があるという例として位置づけてはどうか。

 - 当委員会では島の保全・管理・利活用について議論を重ねてきたが、島を利用するためには、「物を作る」というアクションが必要である。離島は地理的にも遠く、海象条件も厳しいため、物を作り管理するコストが非常に高いと思われるので、クオリティの高いものを安く作る技術を蓄積していくことが必要だと思ふ。

 - 「海洋政策」、「海洋管理」という用語が混乱を招くおそれがあるので、よく検討をして工夫をする必要がある。「海洋政策」というと少し堅く、事業実施のように感じられるので、「海洋管理」と言っただけ問題ないところは表現を統一したほうが良いのではないかと。

3. 委員会は今回が最終回であるが、報告書（案）は、本日の議論を踏まえ、委員長と事務局とで整理を行った後、各委員にも照会させていただいたうえで、取りまとめていくこととなった。